

**岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例に基づく
温室効果ガス排出削減計画書及び実績報告書に係る
届出等の手引き**

**令和7年(2025年)4月
岐阜県**

目次

はじめに	2
1 対象となる事業者	5
(1) 対象となる事業者（特定事業者）	5
(2) 対象となる事業者（特定事業者以外）	7
(3) 計画書を提出する者	8
2 手続きの流れ	9
3 提出様式と記載例	10
(1) 計画書の提出	10
(2) 計画書の作成手順	11
(3) 算定の対象とする温室効果ガス	12
(4) エネルギー使用量と温室効果ガス排出量の算定方法	13
(5) 計画書の記入例と注意事項	14
(6) 計画書の変更	37
(7) 実績報告書の提出	38
(8) 実績報告書の記入例と注意事項	39
4 評価	48
5 公表	48
(1) 計画書及び実績報告書の概要	48
(2) 評価	48
6 提出先及び問合せ先一覧	49

関係様式

- ・参考例：委任状
- ・提出前入力内容チェック表

はじめに

岐阜県では、事業者、県民、行政などあらゆる主体が連携し、より実効性の高い地球温暖化防止施策を推進することを目的として、平成 21 年 3 月に岐阜県地球温暖化防止基本条例を制定し、同年 4 月から施行しました。令和 3 年 3 月に気候変動に適応する施策もあわせて実施するよう一部改正を行い、名称を岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例（以下「条例」という。）としました。

この条例では、事業者には、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出抑制のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めることを規定しており（条例第 4 条）、事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者には、「温室効果ガス排出削減計画書」（以下「計画書」という。）及び「温室効果ガス排出削減計画実績報告書」（以下「実績報告書」という。）の提出を義務付け（条例第 13 条、第 14 条）、その内容等を公表及び評価することにより、自主的かつ積極的な取組みを促進することとしています。

この手引きは、条例第 11 条第 1 項に基づき策定した事業活動環境配慮指針をもとに、条例の対象となる事業者の皆様を作成していただく計画書や実績報告書の内容等について説明したものです。

地球温暖化対策の更なる推進を図るためには、事業者の皆様のご理解と御協力が不可欠です。条例の趣旨をご理解いただき、積極的に地球温暖化対策に取り組んでくださいますようお願いいたします。

【この手引きで使用する用語】

用語	内容
条例	岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例（平成 21 年岐阜県条例第 21 号）
規則	岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例施行規則（平成 21 年岐阜県規則第 40 号）
省エネ法	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
特定事業者	事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者として規則で定める者（規則第 5 条） （計画書及び実績報告書の提出が義務づけられています。）（条例第 13 条第 1 項、条例第 14 条）
温対法	地球温暖化対策の推進に関する法律
温室効果ガス総合排出量	事業活動に伴う温室効果ガス排出量から補完的手段による削減量を差し引いたもの
計画策定事業者	温室効果ガス排出削減計画を定める事業者 （特定事業者とそれ以外の事業者両方を指します。）

■ 評価方法

温室効果ガス総合排出量の削減率、温室効果ガス総合排出原単位の削減率及び温室効果ガスの排出を抑制するために実施する（した）措置の実施率の3項目で評価します。

計画書及び報告書を評価項目ごとにそれぞれA、B、Cの3段階で評価し、評価項目ごとにそれぞれ評価結果がAの事業者名を優良な事業者として公表し、B以下の事業者には必要に応じて助言します。

評価	評価基準			公表	助言 (※)	通知
	1. 温室効果ガス総合排出量の削減率	2. 温室効果ガス総合排出原単位の削減率	3. 温室効果ガスの排出を抑制するために実施する（した）措置の実施率			
A	4%以上	4%以上	90%以上	○		○
B	0%～4%未満	0%～4%未満	50%～90%未満		○	○
C	0%未満	0%未満	0%～50%未満		○	○

※・・・必要に応じて助言

岐阜県の2030年度温室効果ガス排出削減目標（2013年度比48%削減）の達成のために、より高い排出削減（11.8%/3年）が必要となります。当面の3年間（2025から2027年度）は、排出削減に向けた技術革新等の状況を考慮して、従来の基準値（4%/3年）としていますが、次の期間（2028から2030年度）では基準値の再検討を予定しております。

(1) 温室効果ガス総合排出量の削減率

温室効果ガス総合排出量の削減率に対し、評価します。

温室効果ガス総合排出量の削減率（%）

$$= \frac{\text{基準年度の温室効果ガス総合排出量} - \text{目標年度の温室効果ガス総合排出量}}{\text{基準年度の温室効果ガス総合排出量}} \times 100$$

(2) 温室効果ガス総合排出原単位の削減率

温室効果ガス総合排出原単位の削減率に対し、評価します。

温室効果ガス総合排出原単位の削減率（%）

$$= \frac{\text{基準年度の温室効果ガス総合排出原単位} - \text{目標年度の温室効果ガス総合排出原単位}}{\text{基準年度の温室効果ガス総合排出原単位}} \times 100$$

(3) 温室効果ガスの排出を抑制するために実施する（した）措置の実施率

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例第11条に基づく「事業活動環境配慮指針」に規定された各措置について、「実施済」「実施予定」「実施しない」「非該当」を選択してください。

- 「実施済」 : 既に実施している
- 「実施予定」 : 計画期間中に実施する予定
- 「実施しない」 : 未実施かつ計画期間中に実施する予定なし
- 「非該当」 : 「該当がある場合」の項目について、対象設備を所有していない等の場合に選択が可能（「共通」の項目については、選択できません）

以下に示す計算方法により実施する（した）措置の実施率を算定します。分母には「共通」の項目数と「該当がある場合」の項目数の合計が入ります。また分子には、分母で対象とした措置のうち「実施済」と「実施予定」の実施する（した）措置の項目数が入ります。

温室効果ガスの排出を抑制するために実施する（した）措置の実施率(%)

$$= \frac{\text{「実施済」の項目数} + \text{「実施予定」の項目数}}{\text{共通の項目数} + \text{該当がある場合の項目数}} \times 100$$

1 対象となる事業者

(1) 対象となる事業者(特定事業者)

計画書を提出しなければならない事業者(特定事業者)は、以下のとおりです。(規則第5条)ただし、すでに計画書を提出している事業者の方で、提出した計画書の削減計画期間中である場合は、提出の必要はありません。

※省エネ法では、令和5年4月の改正により、非化石エネルギーを含めて、一定規模以上のエネルギー使用者に報告を求めています。県条例に基づく対象事業者については、令和7年(2025年)度提出の計画書から非化石エネルギーを対象に含めます。

① 省エネルギー法管理指定工場等(規則第5条第1号)

前年度の原油換算エネルギー使用量が1,500KL/年以上の事業所を県内に有する事業者

例: 令和7年(2025年)度計画書提出分は、令和6年(2024年)度(令和6年(2024年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日)の実績により判断します。

② 24時間営業小売業者等(規則第5条第2号イ、ロ)

小売業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者であって、県内事業所の前年度の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500KL/年以上の事業者(ただし、事業所の10分の8以上が常態として24時間営業であるものに限る。)

※フランチャイズ事業者(規則第5条第2号ロに該当)の場合は、親業者と加盟業者の県内事業所の原油換算エネルギー使用量の合計

例: 令和7年(2025年)度計画書提出分は、令和6年(2024年)度(令和6年(2024年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日)の実績により判断します。

③ 運輸事業者(規則第5条第3号イ、ロ、ハ)

道路運送法第2条第2項に規定する自動車運送事業を営む者であって、使用の本拠の位置を県内に登録している自動車の台数が前年度の末日において次のいずれかに該当する事業者

トラック: 100台以上、バス: 100台以上、タクシー: 150台以上

例: 令和7年(2025年)度計画書提出分は、令和6年(2024年)度末日(令和7年(2025年)3月31日)の台数により判断します。

④ 温対法報告対象事業者(規則第5条第4号)

温対法施行令第6条第2号から第8号までに規定する事業所のいずれかを県内に設置している者であって、4月1日において常時使用する従業員数が21人以上である事業者

例: 令和7年(2025年)度計画書提出分は、次の期間の実績により判断します。

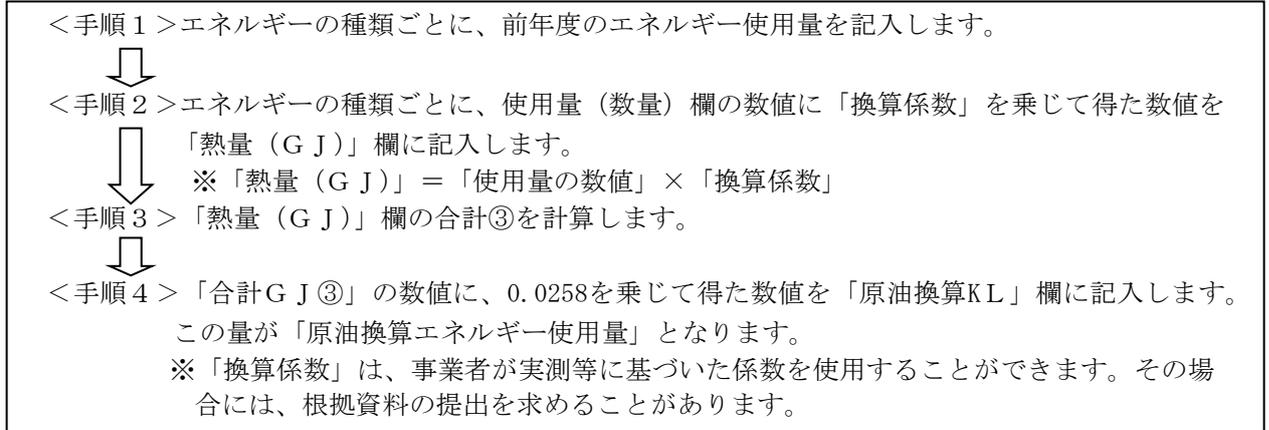
非エネルギー起源二酸化炭素	令和6年(2024年)度(令和6年(2024年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日)の実績
メタン	
一酸化二窒素	
ハイドロフルオロカーボン	令和6年(2024年)(令和6年(2024年)1月1日～令和6年(2024年)12月31日)の実績
パーフルオロカーボン	
六ふっ化硫黄	
三ふっ化窒素	

■対象の判断における留意事項

ア 原油換算エネルギー使用量の算定方法について

(省エネ法における算定方法と概ね同じ)

県HPのエクセルファイルの計算表を使用し次の手順により行います。手順2から手順4は、自動計算されます。



●①省エネ法管理指定工場等について

原油換算エネルギー使用量は、事業所ごとに算定します。県内に省エネ法管理指定工場が複数ある場合は、それぞれの工場ごとに算出して、1,500KL/年以上か否かを確認してください。

●②24時間営業小売業者等について

- ・「常態として24時間営業」とは、年間を通じて休業日(年末・年始、夏季などの臨時休業及び定期点検などによる臨時休業を除く。)を設けずに24時間営業を行っている状態をいいます。
- ・「事業所」とは、小売業又はサービス業に属する事業の店舗であり、配送所や事務所を除いて算定します。
- ・まず、県内の事業所のうち、「常態として24時間営業している事業所」の数が、10分の8以上となるか否かを確認し、該当する場合は、県内事業所の原油換算エネルギー使用量の合計を算定し、1,500KL/年以上か否かを確認してください。なお、県内事業所の原油換算エネルギー使用量には、24時間営業以外の事業所分(店舗)も含まれます。

イ 「常時使用する従業員」の算定方法について

(温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度における算定方法と同じ)

- ・従業員数は、事業者全体で算定します。
- ・計画書を提出する年の前年4月1日時点で、期間を定めずに使用されている者もしくは1ヶ月を超える期間を定めて使用されている者(いわゆる「社員」等である期間が連続して1ヶ月を超える者)又は同年の2月及び3月中にそれぞれ18日以上使用されている者をいいます。(嘱託、パート、アルバイトと呼ばれている者も含まれる場合があります。)

次の表に、常時使用される従業員として数える例を示します。(○印)

役員	正社員等	臨時雇用者	他への派遣者(出向者)	別事業者への下請け労働者	他からの派遣者(出向者)	別事業者からの下請け労働者
×	○	×	×	×	○	○

注) 役員であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務につき、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、常時使用する従業員の数として数えます。

(2)対象となる事業者(特定事業者以外)

上記(1)以外の事業者については、提出するよう努めてください。(条例第13条第2項)
 なお、現在対象とならない事業者も、今後、毎年度、対象となるか否かの確認をしていただき、対象となった場合は必ず提出してください。

(参考) 省エネ法、温対法と条例に基づく届出

	省エネ法	温対法	条 例
区分	第1種・第2種 エネルギー管理指定工場 (原油換算 1,500KL/年以上)	/	第1種・第2種 エネルギー管理指定工場 (原油換算 1,500KL/年以上)
	事業者全体での合計が、原油換算 1,500KL/年以上		小売業者等で、県内店舗の合計で原油換算 1,500KL/年以上 (ただし、10分の8以上の店舗が24時間営業の場合に限る)
	特定連鎖化事業者 (加盟者を含む事業者全体での合計が、原油換算 1,500KL/年以上)		小売業者等で、親業者と加盟業者の県内店舗の合計で、原油換算 1,500KL/年以上 (ただし、10分の8以上の店舗が24時間営業の場合に限る)
	トラック事業者 (200台以上)		トラック事業者 (100台以上)
	バス事業者 (200台以上)		バス事業者 (100台以上)
	タクシー事業者 (350台以上)		タクシー事業者 (150台以上)
			エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量が 3,000 トン-CO ₂ 以上

(3) 計画書を提出する者

計画書は、特定事業者又は特定事業者以外の提出事業者（以下「特定事業者等」という。）が提出します。規則第5条第2号ロに該当する場合は、親業者（フランチャイズ事業者本部）が提出します。

なお、対象となった工場長等が提出する場合は、委任状を提出してください。【関係資料参照】

Q & A

Q：対象となった工場の工場長名で提出してもよいですか。

A：可能ですが、法人の代表者が作成した委任状を提出してください。

Q：県内に対象となる工場が2つあります。2工場分まとめて提出してよいですか。

A：計画書は、工場ごとに作成し、それぞれ提出してください。

Q：特定事業者が計画書を提出しない場合、罰則はありますか。

A：提出すべき者が正当な理由なく提出しない場合は、勧告（条例第45条）や公表（条例第46条）をする場合があります。

2 手続きの流れ

※計画書は削減計画期間の初年度に、実績報告書は毎年度提出します。

年度	計画策定事業者	提出	県
R3 (2021)	エネルギー使用量等の把握		
R4 (2022)	【1期目】計画書 (削減計画期間：2022年度～2024年度)	→ 7月末まで	①受付 ②審査・評価 ③評価結果の通知 ④計画書等の概要の公表
R5 (2023)	対策の実施 実績報告書 (2022年度分) (対策の実施状況)	→ 7月末まで	
R6 (2024)	実績報告書 (2023年度分) (対策の実施状況)	→ 7月末まで	
R7 (2025)	実績報告書 (2024年度分) (対策の実施状況) 【2期目】計画書 (削減計画期間：2025年度から2027年度) ※2期目以降は原油換算エネルギー使用量の換算対象のエネルギーに非化石エネルギーを追加	→ 7月末まで → 7月末まで	
R8 (2026)	対策の実施 実績報告書 (2025年度分) (対策の実施状況)	→ 7月末まで	①受付 ②審査・評価 ③評価結果の通知 ④計画書等の概要の公表
R9 (2027)	実績報告書 (2026年度分) (対策の実施状況)	→ 7月末まで	

3 提出様式と記載例

※提出前にチェック表(巻末)にて様式、記入漏れ及び記入ミスをご確認ください。

(1) 計画書の提出

※作成にあたって「提出前入力内容チェック表」を活用してください。

- ①提出書類 計画書（規則第1号様式）
- ②提出方法 下記の提出先へ電子メール（エクセルファイル）を送付してください。
※電子メールによる提出ができない場合は、郵送又は持参により紙媒体で提出
（正本1部）
- ③提出期限 削減計画期間の初年度の7月末日まで
※各年度に計画書を提出する場合は当該年度の7月末日まで
- ④提出先
 - ア 省エネ法管理指定工場等
対象となった事業所の所在地を所管する岐阜地域環境室（岐阜市内の場合は、岐阜市環境部脱炭素社会推進課）又は県事務所環境課
 - イ 24時間営業小売業者等
 - ・主たる事務所が県内にある場合
主たる事務所の所在地を所管する岐阜地域環境室（岐阜市内の場合は、岐阜市環境部脱炭素社会推進課）又は県事務所環境課
 - ・県内店舗を統括する事務所が県内にある場合
県内店舗を統括する事務所の所在地を所管する岐阜地域環境室（岐阜市内の場合は、岐阜市環境部脱炭素社会推進課）又は県事務所環境課
 - ・主たる事務所及び県内店舗を統括する事務所とも県内にない場合
省エネ・再エネ社会推進課
 - ウ 運輸事業者
イに同じ
 - エ 温対法報告対象事業者
アに同じ
 - オ アからエ以外の事業者
イに同じ

(2) 計画書の作成手順

① 温室効果ガス排出量の算定の対象を確認

算定の対象となる事業活動の範囲を特定する必要があります。

② エネルギー使用量と温室効果ガス排出量の算出

基準年度のエネルギー使用量等を把握し、温室効果ガス排出量の実績値を算出します。

③ 温室効果ガスの排出抑制対策の選定

ア 対策の検討・選定

- ・ 事業活動環境配慮指針に示す対策等から選定
- ・ その他、独自の対策や新たに開発された技術を活用した対策など、事業活動の特性により、適切かつ有効な対策を選定することも可能

④ 温室効果ガスの削減目標の設定

削減計画期間内の各年度の温室効果ガス排出量を推計、その増減傾向を把握し、実施可能な温室効果ガスの排出抑制対策を選定して、温室効果ガスの削減目標を設定します。

ア 削減計画期間

3年間（令和7年(2025年)度から令和9年(2027年)度）

イ 削減目標の設定

温室効果ガス総合排出量及び温室効果ガス総合排出量原単位で設定

※温室効果ガス総合排出量とは、事業活動に伴う温室効果ガス排出量から補完的手段による削減量を差し引いたものです。

ウ 削減目標の目安

省エネ法の判断基準を参考に、エネルギー起源二酸化炭素排出量の年平均1%以上の削減を目安とします。

また、岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画で定める目標（2013年度比2030年度48%削減）や国が地球温暖化対策計画で定める目標（2013年度比2030年度46%削減）を参考にし、さらなる高い目標を目指してください。

(3)算定の対象とする温室効果ガス

※事業活動環境配慮指針第5の5により算定します。

事業者の区分	算定の対象とする温室効果ガス
省エネ法管理指定工場等	<p>①原油換算エネルギー使用量が 1,500KL/年以上の事業所の事業活動に伴い排出される、エネルギー起源二酸化炭素（燃料の燃焼、他人から供給された電気又は熱の使用に伴い排出される二酸化炭素）</p> <p>②温対法報告対象事業者にあつては、エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの種類ごとに定める当該温室効果ガスの排出を伴う活動（排出活動）が行われ、かつ、当該排出活動に伴う排出量の合計量が当該温室効果ガスの種類ごとに CO₂換算で 3,000 トン以上となる温室効果ガス</p> <p>注1）敷地外で使用する自動車（例：営業車等）は対象外。敷地内で使用する自動車（例：フォークリフト）等は対象。</p> <p>注2）原油換算エネルギー使用量 1,500KL/年以上の事業所ごとに算定。</p>
24 時間営業小売業者等	<p>事業者が有する店舗において行われる事業活動に伴い排出されるエネルギー起源二酸化炭素</p> <p>注）事務所や配送用ターミナル等は含まない。</p> <p>フランチャイズ業者及び加盟業者の県内の店舗において行われる事業活動に伴い排出される、エネルギー起源二酸化炭素</p> <p>注）事務所や配送用ターミナル等は含まない。</p>
運輸事業者	<p>貨物輸送又は旅客輸送の用に供する自動車の走行に伴い排出される、エネルギー起源二酸化炭素（ただし、対象となった運輸事業に使用する自動車で使用したエネルギーを対象とする）</p> <p>注）タクシーで対象となれば、事業用バスを有していても、タクシーで使用したエネルギーのみ対象。</p>
温対法報告対象事業者	<p>事業者全体で常時使用する従業員の数が 21 人以上であつて、エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの種類ごとに定める当該温室効果ガスの排出を伴う活動（排出活動）が行われ、かつ、当該排出活動に伴う排出量の合計量が当該温室効果ガスの種類ごとに CO₂換算で 3,000 トン以上となる温室効果ガス</p>
上記以外の事業者	<p>事業内容に応じて、以下の①から③のいずれか又は①と②の両方を算定対象とする</p> <p>①事業所の事業活動に伴い排出される、エネルギー起源二酸化炭素（燃料の燃焼、他人から供給された電気又は熱の使用に伴い排出される二酸化炭素）</p> <p>②エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの種類ごとに定める当該温室効果ガスの排出</p> <p>③貨物輸送又は旅客輸送の用に供する自動車の走行に伴い排出される、エネルギー起源二酸化炭素（ただし、対象となった運輸事業に使用する自動車で使用したエネルギーを対象とする）</p> <p>注）タクシーで対象となれば、事業用バスを有していても、タクシーで使用したエネルギーのみ対象。</p>

■留意事項

テナントビルにおける算定の対象について

建物の設置者又は管理者は、テナント使用者がエネルギー管理権限を有している設備以外のエネルギー使用量を算定してください。

一方、テナント使用者は、テナント専用部分に係るエネルギー使用量を算定してください。テナント専用部分のエネルギー使用量をテナント使用者が個別に把握していない場合は、建築物の設置者又は管理者が合理的な手法により推計を行っても、テナント使用者が推計を行っても結構です。

(4) エネルギー使用量と温室効果ガス排出量の算定方法

特定事業者等は、(3)により、事業所での燃料、熱及び電気の使用量や運輸事業用自動車の燃料使用量を把握します。事業活動環境配慮指針では、燃料等の使用量をもとに発熱量に換算して、原油換算エネルギー使用量を算定する方法を定めています。この算定方法は、省エネ法の施行規則等にも示されているので参考にしてください。

(1 (1) 対象となる事業者 ■対象の判断における留意事項を参照)

また、温室効果ガスについては、エネルギー起源二酸化炭素は、燃料等の使用量をもとに算定し、エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスは、温室効果ガスの種類ごとに、温対法施行令の算定方法を参考に算定します。

(5) 計画書の記入例と注意事項

記入例

温室効果ガス排出削減計画書

○年 ○月 ○日

岐阜県知事 様

住 所 岐阜市藪田南2-1-1

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例第13条第1項(第2項、第3項)の規定により、次のとおり提出します。

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例施行規則第5条に規定する特定事業者の要件	レ	第1号に該当する者		第2号イに該当する者
		第2号ロに該当する者		第3号イに該当する者
		第3号ロに該当する者		第3号ハに該当する者
		第4号に該当する者	/	
事業所の名称及び所在地	〇〇株式会社〇〇工場 岐阜市〇〇町〇番地の〇			
事業所において行われる事業	14 パルプ・紙・紙加工品製造業			
削減計画期間	〇年度～〇年度			
推進体制	別紙のとおり			
中長期的な温室効果ガス削減目標	別紙のとおり			
基準年度における温室効果ガスの排出の量	別紙のとおり			
温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置及び達成すべき目標	別紙のとおり			
エネルギー使用の状況	別紙のとおり			
先進的対策の計画	別紙のとおり			
※岐阜県受付欄				

備考 略

連絡先	住所	〒500-8570 岐阜市〇〇町〇番地の〇
	部署名・担当者氏名	〇〇株式会社〇〇工場 環境対策課 〇〇 〇〇
	電話番号	058-999-9999
	e-mail	C11268@gifu.co.jp

1 計画策定事業者の住所及び氏名等

「住所」には、本社等の所在地を、「氏名」欄には事業者名並びに代表取締役等の役職名及び代表者名を記入してください。

特定事業者は、本文中の第2項及び第3項を削除してください。特定事業者以外の事業者は、条例の第1項及び第3項を削除してください。

2 岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例施行規則第5条に規定する特定事業者の要件

7つの特定事業者の種類から、該当する要件を選択してください。(複数選択あり)

条例第13条第2項に基づき計画書を提出する場合(特定事業者以外の事業者)は、「特定事業者の要件」は記入しないでください。

規則第5条各号	対象者
第1号	省エネ法管理指定工場等
第2号イ	24時間営業小売業者等
第2号ロ	24時間営業小売業者等(フランチャイズ事業者)
第3号イ	トラック事業者
第3号ロ	バス事業者
第3号ハ	タクシー事業者
第4号	温対法報告対象事業者

3 事業所の名称及び所在地

省エネ法管理指定工場等、温対法報告対象事業者の方は、事業所の名称及び所在地を記入してください。

各24時間営業小売業者等及び各運輸事業者の方は、記入の必要はありません。

4 事業所において行われる事業

当該事業所において行われる事業の主たる業種を、以下URL先の日本標準産業分類(令和5年7月告示)の中分類から一つ選択してください。

※日本標準産業分類は、統計法(平成19年法律第53号。以下「法」という。)第28条第1項及び附則第3条の規定に基づき、法第2条第9項に規定する統計基準として、平成26年4月1日付け施行の総務省告示第405号、令和6年4月1日付け施行の総務省告示第256号をもって改定されましたが、分類番号及び分類項目名については、平成19年11月に改定された内容と変更はありません。

総務省統計局HP

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/R05index.htm

5 削減計画期間

令和7年(2025年)度から令和9年(2027年)度までの3年間とします。

※令和7年(2025年)度から令和9年(2027年)度までの間に計画書を提出する事業者は、令和7年(2025年)度から令和9年(2027年)度が削減計画期間となります。

6 「1 推進体制」

推進体制を、【別紙】(p17参照)によりその内訳も含めて記入します。

7 「2 中長期的な温室効果ガス削減目標」

中長期的な温室効果ガス削減目標を、【別紙】(p17参照)により記入します。

8 「3 基準年度における温室効果ガスの排出量等」

基準年度における温室効果ガス総合排出量を、【別紙】(p17参照)により記入します。

9 「4 温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置及び達成すべき目標」

「6 温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置」

事業活動に伴う温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置及び達成すべき目標について、【別紙】(p18、p22参照)により記入します。

10 「5 エネルギー使用の状況」

エネルギー使用の状況を、【別紙】(p18参照)により記入します。

11 「7 先進的対策の計画」

先進的対策の計画を、【別紙】(p23参照)により記入します。

12 連絡先

計画書の内容に関する問い合わせ窓口の連絡先を記入してください。

記入例

【別紙】

1 推進体制

温室効果ガス排出削減 実行組織 (組織名は変更可) 【必須】		役職	氏名
	統括責任者	代表取締役	〇〇 〇〇
	管理者	製造部長	△△ △△
	担当者	-	◇◇ ◇◇

※統括責任者は温室効果ガス排出削減のための投資決定に、直接関わることができる者とする。

2 中長期的な温室効果ガス削減目標

2030年に 向けた目標 【必須】	<p>目標削減率：温室効果ガス排出量2013年度比46%</p> <p>削減方針： 例1：温室効果ガス排出量を毎年1%削減することを目指す 例2：徹底的な省エネを目指す</p>
2050年に 向けた目標 【必須】	<p>目標削減率：温室効果ガス排出量の実質ゼロ</p> <p>削減方針： 例1：2050年に向けて“商品とサービス”のライフサイクルにわたるCO2排出を10分の1にすることを旨とする。 例2：企業活動が環境に与える影響及び外部の環境から受ける影響を的確に捉え、環境目標を定め実施し、定期的に見直すことで汚染の予防、気候変動の緩和、気候変動への適応に努める。 例3：経営層を含めた責任者と担当者を明確化しつつ全員参加体制による社内の管理体制を構築し、計画的な取組を実施することにより、持続的発展が可能な企業を目指す。</p>

※2030年に向けた目標は目標削減率、削減方針のいずれか、または両方を記入してください。

※2050年に向けた目標は目標削減率、削減方針のいずれか、または両方を記入してください。

3 基準年度における温室効果ガスの排出量等

	1 基準年度	2 目標年度
年度	○年度 (計画期間の前年度)	○年度 (計画期間の最終年度)
事業活動に伴う温室効果ガス排出量 3	シート1【A】 5,324 t-CO ₂	5,350 t-CO ₂
補完的手段による削減量 4	シート2【B】 0 t-CO ₂	シート3【C】 13.36 t-CO ₂
温室効果ガス総合排出量 5	5,324 t-CO ₂	5,337 t-CO ₂

※目標年度の欄には、目標年度における排出量等の見込み量を記入すること。

※シート1-1、2、3に入力した内容が反映されます。

記入例

4 達成すべき目標

		評価結果
目標① 【必須】 ①温室効果ガス総合排出量の削減率	4.0 %	A
目標② 【必須】 ②温室効果ガス総合排出原単位の削減率	4.0 %	A

※排出原単位は、温室効果ガス総合排出量を、当該年度の生産数量、建物延床面積その他の温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値等で除して得た値としてください。

※目標削減率は、次の方法で算定してください。目標削減率 = $(A - B) / A \times 100$ (%)

A : 基準年度の総合排出量又は総合排出原単位 B : 目標年度の総合排出量又は総合排出原単位

※目標①、目標②の両方を記入してください。

※「2 中長期的な温室効果ガス削減目標」を踏まえた目標としてください。

※小数点第2位を四捨五入し、**小数点第1位まで**記入してください。

5 エネルギー使用の状況

年度	基準年度		目標年度	
	○年度 (計画期間の前年度)		○年度 (計画期間の最終年度)	
事業活動に伴うエネルギー使用量 (原油換算値) 【必須】	118,138	GJ	113,412	GJ
再生可能エネルギーの 使用量	燃料・熱		0	
	買電		太陽光	30
	自家発電			千kWh
再生可能エネルギー 以外の非化石燃料の 使用量	燃料・熱			GJ
	買電			千kWh
	自家発電			千kWh
水素エネルギーの使用量		t		t

※目標年度は該当のある項目に数値を記入してください。

※再生可能エネルギーや再生可能エネルギー以外の非化石燃料を利用している（する）場合、種別を選択または記入し、使用量の単位が空欄の場合は事業者において設定した単位を記入し、その量を記入してください。

※再生可能エネルギー以外の非化石燃料の使用量はエネルギー使用量（GJ）を記入してください。

※水素エネルギーを利用している（する）場合は、「水素エネルギーの使用量」を記載し、使用量の単位は事業者において設定した単位を記入してください。

【別紙】

1 推進体制

提出年度における温室効果ガスの排出抑制のための措置の推進体制について、記入してください。組織名を「温室効果ガス排出削減実行組織」としてありますが、事業者における組織の名称等を記入してもかまいません。

「統括責任者」は温室効果ガス排出削減のための投資決定に、直接関わることができる者とし、「管理者」を管理監督する者とします。

「管理者」は「担当者」を管理監督する者とします。

「担当者」は実務を行う者とします。

なお、事業者等の規模に応じて「管理者」を設置できない場合は、空欄としてください。

2 中長期的な温室効果ガス削減目標

中長期的な温室効果ガス削減目標として、2030年及び2050年の目標を記入してください。

「目標削減率」については、できる限り明確な数値で示してください。

「削減方針」については、温室効果ガス削減を推進していくにあたっての基本方針をはじめ、設備の維持管理方針や設備の新設・更新に対する方針（目標・投資基準など、できる限り明確な数値で示す。）、従業員の教育方針などについて、実情に即した取組方針を記入してください。

目標削減率及び削減方針の両方の記入ができない場合はいずれかを記入してください。

3 基準年度における温室効果ガスの排出量等

基準年度における温室効果ガス総合排出量と、目標年度に見込まれる温室効果ガス総合排出量の表を作成します。

基準年度については、エネルギー使用量の実績等により算定し、目標年度については、設定した削減目標から見込まれる温室効果ガス総合排出量を記入します。

1 基準年度

原則として、削減計画期間における初年度の前年度としますが、事業活動が著しく変動した場合又はデータが把握できない場合等においては、計画策定事業者が任意に基準年度を定めることができます。この場合は、基準年度を削減計画期間における初年度の前年度以外の年度に定めた理由書【任意様式】を添付する必要があります。

令和7年(2025年)度に計画書を提出する事業者は、令和6年(2024年)度を基準年度とします。

2 目標年度

削減計画期間の終了年度を目標年度とします。

令和7年(2025年)度に計画書を提出する事業者は、令和9年(2027年)度を目標年度とします。

3 事業活動に伴う温室効果ガス排出量

基準年度における事業活動に伴う温室効果ガス排出量は、次のシートにエネルギー使用量やエネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量を記入することにより算出します。

- ・省エネ法管理指定工場等：【シート1-1 1、2】
- ・24時間営業小売業者等：【シート1-1 1】
- ・運輸事業者：【シート1-2】
- ・温対法報告対象事業者：【シート1-1 2】
- ・上記以外の事業者：上記のいずれかによる

目標年度における事業活動に伴う温室効果ガス排出量は、目標年度における排出量の見込み量を記入してください。

4 補完的手段による削減量

削減計画期間中に次に示す補完的手段を実施する場合は、目標年度の温室効果ガス総合排出量を計算する際に、「補完的手段による削減量」として算定することができます。

- ① 岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例（平成20年岐阜県条例第38号）第10条第1項の規定により二酸化炭素吸収量の認定を受けることができる森林の保全及び整備
- ② 再生可能エネルギーの利用（他に供給したものに限る。）
- ③ グリーン電力の購入
- ④ G-クレジットの購入
- ⑤ 国内クレジットの購入
- ⑥ J-クレジット等（J-VERクレジット含む）の購入
- ⑦ その他オフセットする量

なお、自らが創出した国内認証排出削減量のうち、他社へ移転した量については、負の値で記入してください。（上記①、②及び森林の整備及び保全により吸収された温室効果ガスの吸収量として認証されたもの並びにバイオ炭の農地施用により土壌に貯留された温室効果ガスの貯留量として認証をされたものは除きます。）

5 温室効果ガス総合排出量

温室効果ガス総合排出量は、「3 事業活動に伴う温室効果ガス排出量」から「4 補完的手段による削減量」を差し引いた数値のことです。

4 達成すべき目標

目標年度における温室効果ガス総合排出量の削減率及び温室効果ガス総合排出原単位削減率の目標を記入してください。

「2 中長期的な温室効果ガス削減目標」で記入した目標を踏まえ、整合性が取れる目標としてください。

目標削減率は、次の方法で算定し、小数点第2位を四捨五入し、**小数点第1位まで**記入してください。

$$\text{目標削減率} = (A - B) / A \times 100 (\%)$$

A：基準年度の総合排出量（総合排出原単位）

B：目標年度の総合排出量（総合排出原単位）

排出原単位は、温室効果ガス総合排出量を、当該年度の生産数量、建物延床面積その他の温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値等で除して得た値としてください。

※県HPのエクセルファイルを利用された場合、評価結果は、各目標削減率に応じて自動で入力されます。

5 エネルギー使用の状況

基準年度における事業活動に伴うエネルギー使用量、再生可能エネルギーの使用量、再生可能エネルギー以外の非化石燃料の使用量を記入してください。

なお、エネルギーの種別が複数ある場合は、行を追加して記入してください。

※一部は次シートにエネルギー使用量を記入することにより自動で算出します。

- ・省エネ法管理指定工場等：【シート1-1 1、2】
- ・24時間営業小売業者等：【シート1-1 1】
- ・運輸事業者：【シート1-2】
- ・温対法報告対象事業者：【シート1-1 2】
- ・上記以外の事業者：上記のいずれかによる

目標年度における事業活動に伴うエネルギー使用量、再生可能エネルギーの使用量、再生可能エネルギー以外の非化石燃料の使用量、上記のうち水素エネルギーの使用量は、目標年度における排出量の見込み量を記入してください。

水素エネルギーを利用している場合は、「水素エネルギーの使用量」を記載し、使用量の単位は事業者において設定した単位を記入してください。目標年度において、水素エネルギーの使用量の目標がある場合は、その量を記入してください。

6-1 温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置

評価結果

B

No.	措置項目		措置への対応状況【必須】 (ア～エのいずれかに○)				備考
			ア 実施 済	イ 実施 予定	ウ 実施 しない	エ 非該 当	
1	一般 管理 の実 施	推進体制の整備	○	○		/	(ガイドブックP4※以下ページ番号のみ)
2		エネルギーの使用に関するデータ管理			○	/	(P 5)
3		計測及び記録		○		/	(P 6)
4		保守及び点検	○			/	(P 7)
5		燃料の選択			○	/	(P 8)
6	事務所等 (工場以外)における設備の管理	空気調和設備、換気設備の管理				○	(P 9)
合計			2	2	2	1	

※措置項目の「実施済みの判断基準」(岐阜県温室効果ガス排出削減計画等評価制度ガイドブック参照)のうち、1つ以上「実施しない」項目がある場合は、「実施済」や「実施予定」、「非該当」の項目があったとしても「ウ 実施しない」となります。

※一方で、同一項目内に「実施済」と「実施予定」、「非該当」がある場合は、「ア 実施済」「イ 実施予定」の両方に○を付します。(「岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例に基づく温室効果ガス排出削減計画書等に関するQ&A」参照)

※ウに該当する場合は、実施しない理由を別紙理由書(任意様式)又は備考欄に記入してください。

※実施率(%)=(当該事業者が計画書において実施する措置(ア・イに該当する措置項目の数))/(共通項目+当該事業者の該当項目)×100

(実施する措置は6-2、6-3に記載した項目数を含む)

記入例

6-2 温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置（計画的に取り組むべき対策）

計画的に 取り組むべ き対策（ 2つまで ）	機械室、電気室等の換気用動力をセンサーによる風量制御に変更することを検討する
	FEMSの導入を検討する

※6-1以外で岐阜県事業活動環境配慮指針で定める「計画的に取り組むべき対策」の項目のうち、すでに実施している項目や削減計画期間中に実施を予定している項目がある場合は記入してください。

6-3 温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置（事業者独自の取り組み）

事業者独 自の取組 み（2つ まで）	ぎふエコアクションへの取り組み
	敷地内の緑地化の推進

※6-1、6-2以外ですでに実施している項目や削減計画期間中に実施を予定している項目がある場合は記入してください。

7 先進的対策の計画

SBTイニシアティブへの加盟を検討する

※6-1～6-3に記入していない対策について、具体的な内容を記入してください。（複数記入可）

【別紙】**6-1 温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置**

計画策定事業者は、岐阜県温室効果ガス排出削減計画等評価制度ガイドブックを参考に、事業活動の特性に応じて、措置の実施等を検討し、実施予定等を記入してください。

1 評価結果

評価結果は、実施する措置への対応状況に応じて自動で入力されます。

2 措置への対応状況、備考、合計**①各項目の措置への対応状況**

今回の削減計画期間中に、すでに実施している場合は「ア 実施済」、実施予定の場合は「イ 実施予定」、まだ実施しておらず、期間中に実施予定がない場合は「ウ 実施しない」、該当する設備がないなどの場合は「エ 該当なし」に○を記入してください。

なお、「ウ 実施しない」の項目については、別紙理由書（任意様式）を添付又は備考欄に記入してください。

※表末の[事務所等・工場における設備の導入状況]については、導入予定がある場合のみ、プルダウンで選択し「イ 実施予定」に○を記入してください。なお、既存施設への増設については、対象外となります。

「岐阜県温室効果ガス排出削減計画等評価制度ガイドブック」の「実施済みの判断基準」における実施の有無	「実施する措置」への回答
<ul style="list-style-type: none"> ・全て「実施済」 ・一部「非該当」であり、残りは「実施済」 	「ア 実施済」へ○
<ul style="list-style-type: none"> ・「実施済」と「実施予定」のいずれかに該当 ・一部「非該当」であり、残りは「実施済」又は「実施予定」 	「ア 実施済」と「イ 実施予定」へ○
<ul style="list-style-type: none"> ・全て「実施予定」 ・一部「非該当」であり、残りは「実施予定」 	「イ 実施予定」へ○
<ul style="list-style-type: none"> ・1項目以上「実施しない」 （「実施済」、「実施予定」、「非該当」がある場合も含む） 	「ウ 実施しない」へ○
<ul style="list-style-type: none"> ・全て「非該当」 	「エ 非該当」へ○

Q&A

Q：＜計画書の記入方法1＞計画書（工場）様式のうち、「実施する措置」の一覧に「事務所等（工場以外）における設備の管理」といった項目があります。当工場は事務所を有してはいますが、主要設備となる設備は事務所内に有していないため、非該当としてよろしいですか。

A：「非該当」として差し支えありません。

Q：＜計画書の記入方法2＞計画書様式のうち、「実施する措置」の記入方法がわかりません。

A：「岐阜県温室効果ガス排出削減計画等評価制度ガイドブック」の「実施済みの判断基準」のうち、1つ以上「実施しない」がある場合は「ウ 実施しない」と判断します。一方で、同一項目内に「実施済」「実施予定」「非該当」がある場合は、「ア 実施済」および「イ 実施予定」となります。

6-2 温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置（計画的に取り組むべき対策）

岐阜県事業活動環境配慮指針で定める「計画的に取り組むべき対策」の項目のうち、すでに実施している項目や削減計画期間中に実施を予定している項目がある場合は記入してください。（2項目まで）※運輸事業者は記載不要

「岐阜県事業活動環境配慮指針」

○計画的に取り組むべき対策

- ・業務部門（事務所等）における設備の導入

（ 空気調和設備、換気設備、ボイラー設備、給湯設備、照明設備、昇降機、
BEMS、コージェネレーション設備、電気使用設備 ）

- ・産業部門（工場等）における設備の導入

（ 燃焼設備、熱利用設備、廃熱回収設備、コージェネレーション設備、
電気使用設備、空気調和設備、給湯設備、換気設備、昇降機等、照明設備、FEMS ）

- ・その他の対策

（ 熱エネルギーの効率的利用のための検討、余剰蒸気の活用等、連携による取組み、
IoT・AI等の活用、エネルギーの使用の合理化に関するツールや手法の活用 ）

6-3 温室効果ガスの排出を抑制するために実施する対策（事業者独自の取組み）

6-1、6-2以外ですでに実施している項目や削減計画期間中に実施を予定している項目がある場合は記入してください。（2項目まで）

例：ぎふエコアクションへの取組み

敷地内の緑地化の推進

民間団体と連携した、地球温暖化対策の普及啓発活動

保全している森林での環境教育

地域と連携した温暖化防止活動

従業員への家庭エコ診断の受診促進、再エネ電気の活用促進

7 先進的対策の計画

計画策定事業者は、先進的対策（革新的な技術を用いた取組み、他に事例のない取組みなど）のうち、6-1～6-3に記入していない対策について、具体的な内容を記入してください。（複数記入可）

先進的対策の計画がない場合は、空欄としてください。

なお、特定事業者以外の計画策定事業者においては、その事業規模を勘案して判断してください。

記入例

【シート1-1】事業活動に伴う温室効果ガス排出量とりまとめ表（工場・事業場）

1 基準年度のエネルギー使用量及び販売した副生エネルギーの量

エネルギーの種類		単位	基準年度 (計画期間の前年度) ○年度			
			使用量(数量)	販売した副生エネルギーの量		
燃料	原油(コンデンセートを除く)		k L			
	原油のうちコンデンセート(NGL)		k L			
	揮発油		k L			
	ナフサ		k L			
	灯油		k L	100		
	軽油		k L			
	A重油		k L	300		
	B・C重油		k L			
	潤滑油		k L			
	石油アスファルト		t			
	石油コークス		t			
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)		t		
		石油系炭化水素ガス		千m ³		
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)		t		
		その他可燃性天然ガス		千m ³		
	石炭	原料炭	輸入原料炭	t		
			コークス用原料炭	t		
			吹込用原料炭	t		
		一般炭	輸入一般炭	t		
			国産一般炭	t		
	輸入無煙炭		t			
石炭コークス		t				
コールタール		t				
コークス炉ガス		千m ³				
高炉ガス		千m ³				
発電用高炉ガス		千m ³				
転炉ガス		千m ³				
その他の化石燃料	都市ガス ※ガス事業者ごとの係数を入力してください		千m ³	1,000		
	その他() ※種類、単位、単位発熱量を入力してください		()			
		単位発熱量→				

記入例

エネルギーの種類		単位	使用量 (数量)	販売した副生エネルギーの量	
非化石燃料	黒液（絶乾）	t			
	木材（絶乾）	t			
	木質廃材（絶乾）	t			
	バイオエタノール	k L			
	バイオディーゼル	k L			
	バイオガス	千m ³			
	その他バイオマス	t			
	RDF	t			
	RPF	t			
	廃タイヤ	t			
	廃プラスチック（一般廃棄物）	t			
	廃プラスチック（産業廃棄物）	t			
	廃油	k L			
	廃プラスチック類から製造された燃料炭化水素油	k L			
	廃棄物ガス	千m ³			
	混合廃材	t			
	水素	t			
	アンモニア	t			
	その他の非化石燃料	その他（ ） ※種類、単位、単位発熱量を入力してください	単位発熱量⇒		
	熱	産業用蒸気	GJ		
産業用以外の蒸気		GJ			
温水		GJ			
冷水		GJ			
小計		GJ			

記入例

電気の種類				使用量 (千 kWh) ・種別	販売した副生エネルギーの量
買電	系統電気	自己託送以外	電気事業者からの買電	化石分	
				非化石分	
			オフサイト PPA	非化石分	
		自己託送	非燃料由来の非化石電気		
	上記以外		化石分		
			非化石分		
	自営線 (他事業者からの供給)	非燃料由来の非化石電気			
		上記以外	化石分		
非化石分					
自家発電	直接仕様・自営線 (自社内の供給含む)	非燃料由来の非化石電気 (オンサイト PPA 含む)			
		上記以外		※投入した燃料・非化石燃料・熱として計上する	
小計				千 kWh	0

合計	GJ	118,138
原油換算エネルギー使用量	kL	3,047
エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t-CO ₂	5,829

※使用量は整数値で記入してください。

※電気のうち、非化石電気の種別については、プルダウンで選択してください。

(選択肢：太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、廃棄物由来、その他)

2 事業活動に伴う温室効果ガス排出量

区分	基準年度 (計画期間の前年度)	○年度	備考
①エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素		5,829 t-CO ₂	
②エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素以外の二酸化炭素			
①メタン			
②一酸化二窒素			
③ハイドロフルオロカーボン			
④パーフルオロカーボン			
⑤六ふっ化硫黄			
⑥三ふっ化窒素			
⑨エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素 (発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている事業者のみ)			※①の内訳 (温対法と統一)
⑩廃棄物の焼却若しくは製品の製造の用途への使用又は廃棄物燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素			※②の外数 (温対法と統一)
⑪事業活動に伴う温室効果ガス排出量 (①～⑧+⑩の合計) < 6 ガス合計 >		【A】 5,829 t-CO ₂	

【シート1-1】事業活動に伴う温室効果ガス排出量とりまとめ表（工場・事業場）

1 基準年度のエネルギー使用量及び販売した副生エネルギーの量

事業者区分における「省エネ法管理指定工場等」、「24時間営業小売業者等」、「温対法報告対象事業者」及び「上記以外の事業者(①又は②)」のうちに該当する事業者が、基準年度について記入してください。

※県HPのエクセルファイルを利用された場合、小計値や合計値、原油換算エネルギー使用量等は自動計算されます。

※「省エネ法管理指定工場等」、「24時間営業小売業者等」及び「上記以外の事業者(①)」のうちに該当する場合は、エネルギー種類ごとのエネルギー使用量、原油換算エネルギー使用量及びエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素を記入してください。

※エネルギーの種類ごとに記入する「数値」の欄は、単年度の使用量について、各工場等のエネルギー使用量を合算し、原則、小数第1位を四捨五入して整数値で記入してください。

※使用量が極めて少ないため、小数第1位を四捨五入することによって「0」となった場合又は使用していないエネルギーについては、原則、使用量の数値及び熱量GJの欄を「空欄」（「-」や斜線等を記入しない）としてください。

○非化石燃料の項目

非化石エネルギーのうち、「黒液（絶乾）」、「木材（絶乾）」、「木質廃材（絶乾）」、「バイオエタノール」、「バイオディーゼル」、「バイオガス」、「その他バイオマス」、「廃棄物ガス」、「混合廃材」、「水素」、「アンモニア」については、CO2排出量の算定対象外です。

○電気の項目

排出係数については、基礎排出係数又は調整後排出係数を使用してください。

○電気の排出係数

削減計画期間が令和7年(2025年)度から令和9年(2027年)度の場合は、令和6年(2024年)度の温室効果ガス排出量を算定します。この場合、電気の排出係数は、「電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）－令和5年度実績－」の数値を使用してください。

※県HPのエクセルファイルには、該当する年度の中部電力株式会社の排出係数があらかじめ入力されていますので、他の電力事業者から供給を受けている場合は、各電気事業者の排出係数に訂正してください。

変更した場合は下段の<備考欄>へ変更内容を記入してください。

(記載例：電力排出係数の変更 0.406→0.399)

(電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）－令和5年度実績－)

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/caLc>

○「非化石分」や「非燃料由来の非化石電気（太陽光や小水力、風力などによる電気）」の項目
エネルギーの種別をプルダウンから選択してください。なお、非化石電気については、100%再生エネルギーの電力の場合のみ記入してください。

○「オフサイトPPA」の項目

オフサイト型PPAの契約によって供給されている非燃料由来の電気（事業所の敷地外に設置した第三者保有の太陽光発電所等で発電した電気を、一般送配電事業者、送電事業者及び特定送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を介して供給を受ける電気）の使用量を記入してください。

○「自己託送（非燃料由来の非化石電気）」の項目

自己託送制度によって供給を受けた電気の内、燃料を投じて発電された電気を除く非化石電気の使用量を記入してください。

※オフサイト型P P Aの契約で燃料によって発電された電気（バイオマス発電電気等）の供給を受けている場合には、選択枠外の「単位発熱量」の欄の「3. 6」を「8. 64」（G J/千kWh）に変更して報告してください。

※バーチャルP P Aの契約で燃料によって発電された電気の供給を受けている場合には、選択枠外の「単位発熱量」の欄の「3. 6」を「8. 64」（G J/千kWh）に変更して報告してください。また、こうした契約のうち環境価値を非化石証書で取引する場合には、非化石電気として計上し、「1 基準年度における森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用等補完的手段による削減量」には計上しないでください。

○「自家発電（非燃料由来の非化石電気）」の項目

自家発電の欄は事業者エネルギー管理権原のある発電設備等で発電された電気のうち、工場等内で使用した全ての電気の1年間の使用量を、由来となったエネルギー等ごとに分けて使用量を記入してください。

○「自家発電（上記以外）」の項目

投じた燃料・熱を、上段の該当する項目（その他バイオマス等）に使用量を記入してください。

○「販売した副生エネルギーの量」の項目

■留意事項

○単位発熱量や排出係数について

経済産業省「省エネルギー法 定期報告書・中長期計画書」及び環境省「算定・報告・公表制度」における排出係数を用いています。

その他の項目の記入に当たっては、以下のサイトの説明を参考にしてください。

・省エネポータルサイト【資源エネルギー庁HP】

「省エネルギー法 定期報告書・中長期計画書（特定事業者等）記入要領」

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/

・環境省「温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度」

温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual>

3 事業活動に伴う温室効果ガス排出量

「省エネ法管理指定工場等」、「温対法報告対象事業者」及び「上記以外の事業者(②)」のうちに該当する場合は、温室効果ガスの種類ごとに、二酸化炭素換算により、温室効果ガス排出量を記入してください。

記入例

【シート1-2】事業活動に伴う温室効果ガス排出量とりまとめ表（運輸）

1 基準年度のエネルギー使用量

エネルギーの種類	単位	基準年度（計画期間の前年度） 〇年度
		使用量
揮発油（ガソリン）	k L	500
軽油	k L	
液化石油ガス（LPG）	t	
都市ガス（CNGを含む。）	千m ³	
その他のエネルギー（ ）	（ ）	
合計	GJ	17,300
原油換算エネルギー使用量	k L	446
エネルギー使用に伴う二酸化炭素排出量	t-CO ₂	【A】 1,161

【シート1-2】事業活動に伴う温室効果ガス排出量とりまとめ表（運輸）

「運輸事業者」が、基準年度のエネルギー使用量について記入します。

電気自動車を利用している場合は、「その他のエネルギー（電気）」と記入し、kWh等の単位を記入してください。

■留意事項

○都市ガスの単位発熱量

都市ガスの単位発熱量は、岐阜県事業活動環境配慮指針岐阜県事業活動環境配慮指針別表第6の数値を使用してください。

○電気の排出係数

削減計画期間が令和7年(2025年)度から令和9年(2027年)度の場合は、令和6年(2024年)度の温室効果ガス排出量を算定します。この場合、電気の排出係数は、「電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）－令和5年度実績－」の数値を使用してください。

※県HPのエクセルファイルには、該当する年度の中部電力株式会社の排出係数があらかじめ入力されていますので、他の電力事業者から供給を受けている場合は、各電気事業者の排出係数に訂正してください。

変更した場合は下段の＜備考欄＞へ変更内容を記入してください。

（記載例：電力排出係数の変更 0.406→0.399）

（電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）－令和5年度実績－）

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/caLc>

【シート2】 基準年度における補完的手段による削減量とりまとめ表

1 基準年度における森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用等補完的手段による削減量

区分	基準年度（計画期間の前年度）（○年度）	備考
1 森林の保全及び整備 （岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例に基づき県が認定した吸収量）	$t - CO_2$	
2 再生可能エネルギー （他への供給分）	$t - CO_2$	
3 グリーン電力の購入	$t - CO_2$	
4 G-クレジットの購入	$t - CO_2$	
5 国内クレジット購入量	$t - CO_2$	<番号など>
6 J-クレジット購入量 （J-VER含む）	$t - CO_2$	<番号など>
7 その他オフセットする量	$t - CO_2$	
8 補完的手段による削減量合計	【B】	

※その他オフセットする量がある場合は、備考欄にその名称を記入してください。

【シート3】 目標年度における補完的手段による削減量とりまとめ表

1 目標年度における森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用等補完的手段による削減量

区分	目標年度（計画期間の最終年度）（○年度）	備考
1 森林の保全及び整備 （岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例に基づき県が認定した吸収量）	$10 t - CO_2$	
2 再生可能エネルギー （他への供給分）	$2 t - CO_2$	太陽光発電により中部電力㈱へ供給
3 グリーン電力の購入	$1.36 t - CO_2$	000-0001 ~000-3000
4 G-クレジットの購入	$t - CO_2$	
5 国内クレジット購入量	$t - CO_2$	
6 J-クレジット購入量 （J-VER含む）	$t - CO_2$	
7 その他オフセットする量	$t - CO_2$	
8 補完的手段による削減量合計	【C】 $13.36 t - CO_2$	

※その他オフセットする量がある場合は、備考欄にその名称を記入してください。

【シート2】 基準年度における補完的手段による削減量とりまとめ表**【シート3】 目標年度における補完的手段による削減量とりまとめ表**

基準年度や目標年度における補完的手段による削減量がある場合は各区分に該当する削減量を記入してください。

また、削減量を記入した場合は、その削減量の概要やクレジットの番号等を備考欄に記入してください。

1 森林の保全及び整備（岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例に基づき県が認定した吸収量）

岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例（平成20年岐阜県条例第38号）第10条第1項の規定により認定を受けた二酸化炭素吸収量を算定します。

認定を受けた二酸化炭素吸収量のうち、基準年度又は目標年度の削減量として充てる量を記入します。

2 再生可能エネルギー（他への供給分）

条例第2条第5号及び規則第3条で規定されている、太陽光、太陽熱、風力、バイオマス、水力、地熱を利用して得られた電力又は熱のうち、削減計画期間内に発生する電力又は熱を他へ供給する分のみ算定します。

なお、算定方法は、以下のとおりです。

電力を他に供給する場合	供給する電力量に、岐阜県事業活動環境配慮指針岐阜県事業活動環境配慮指針別表第7に掲げる電気事業者から供給された電気の使用による二酸化炭素排出係数を乗じて、算定した二酸化炭素の量を記入します。
熱を他に供給する場合	供給する熱量に、岐阜県事業活動環境配慮指針岐阜県事業活動環境配慮指針別表第7に掲げる熱の使用による二酸化炭素排出係数を乗じて、算定した二酸化炭素の量を記入します。

3 グリーン電力の購入

自然エネルギー（風力、太陽光）などにより発電された電気の付加価値を認証し、証書化されたグリーン電力証書を購入した場合、削減計画期間内に購入する電力量を算定します。

なお、算定方法は、購入する電力量に、岐阜県事業活動環境配慮指針岐阜県事業活動環境配慮指針別表第7に掲げる電気事業者から供給された電気の使用による二酸化炭素排出係数を乗じて、算定した二酸化炭素の量のうち、基準年度又は目標年度の削減量として充てる量を記入します。

4 G-クレジットの購入

G-クレジット制度（「脱炭素社会ぎふ」・森林吸収量認証制度）は、国のJ-クレジット制度で対象外となる森林を対象とし、適切な森林管理による二酸化炭素の吸収量を認証する制度です。

取得したクレジット購入量のうち、基準年度又は目標年度の削減量として充てる量を記入します。

5 国内クレジット購入量

国内クレジット制度は、大企業等の技術・資金等を提供して中小企業等が行った二酸化炭素の排出抑制のための取組みによる排出削減量を認証する制度です。

取得したクレジット購入量のうち、基準年度又は目標年度の削減量として充てる量を記入します。

6 J-クレジット購入量（J-VER含む）

J-クレジット制度は、省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。

取得したクレジット購入量のうち、基準年度又は目標年度の削減量として充てる量を記入します。

7 その他オフセットクレジットする量

必要に応じてクレジットの無効化等の手続きを行ったうえで記入してください。

クレジットを購入していても削減量に充てない場合は、このシートには記入せず、購入の内容のみ別紙「温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置（事業者独自の取組み）」欄に記入することができます。

■留意事項

非化石電気等を購入し、その環境価値を非化石証書等で取引する場合には、非化石電気として計上し、「1 基準年度における森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用等補完的手段による削減量」には計上しないでください。

自らが創出した国内認証排出削減量のうち、他社へ移転した量については、負の値で記入してください。（1、2及び森林の整備及び保全により吸収された温室効果ガスの吸収量として認証されたもの並びにバイオ炭の農地施用により土壌に貯留された温室効果ガスの貯留量として認証をされたものは除きます。）

記入例

【シート4】目標②温室効果ガス総合排出原単位の算出根拠

1 温室効果ガスの排出量と密接な関係を持つ値	トイレットペーパーの生産数量	
年 度	基準年度 (計画期間の前年度)	目標年度 (計画期間の最終年度)
	○年度	○年度
2 密接な関係を持つ値 (単位)	3, 000万 (単位) ロール	3, 300万 (単位) ロール
3 事業活動に伴う温室効果ガス排出原単位	○○○ t-CO ₂ /ロール	□□□ t-CO ₂ /ロール
4 温室効果ガス総合排出原単位	△△△ t-CO ₂ /ロール	▽▽▽ t-CO ₂ /ロール
5 温室効果ガスの排出量と密接な関係を持つ値を複数設定した場合の設定方法		

【シート5】事業の状況（店舗数又は自動車の台数）

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例施行規則第5条第2号イに該当する者	【24時間営業の店舗数/全体の店舗数】 40店舗/45店舗
岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例施行規則第5条第2号ロに該当する者	【24時間営業の店舗数/全体の店舗数】 40店舗/45店舗
岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例施行規則第5条第3号イに該当する者	【トラックの台数】 230台
岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例施行規則第5条第3号ロに該当する者	【バスの台数】 200台
岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例施行規則第5条第3号ハに該当する者	【タクシーの台数】 179台

【シート4】目標②温室効果ガス総合排出原単位の算出根拠

目標②「温室効果ガス総合排出原単位」により削減目標の算出に使用した、「温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値」の内容や算出根拠について一覧表を作成します。

1 温室効果ガスの排出量と密接な関係を持つ値

温室効果ガス総合排出原単位を算出する際に使用した、生産数量や延床面積等の指標を記入してください。

2 密接な関係を持つ値

基準年度及び目標年度の数値は、原単位算出に用いた、基準年度及び目標年度の実績数量などの指標の具体的な数値を記入してください。

県HPのエクセルを利用された場合、原単位の表示を小数点以下の桁数を「3」としておりますので、原単位の値が「0.000」と表示されたり、温室効果ガス排出量を実際には削減しているのに表示される基準年度と目標年度の実績数量が同じになる場合は、適当な値が表示されるよう「密接な関係を持つ値」の単位を調整してください。

例：(単位) ロール → 千ロール
トン → 百トン

3 事業活動に伴う温室効果ガス排出原単位

4 温室効果ガス総合排出原単位

県HPのエクセルの表を利用された場合、目標年度の温室効果ガス総合排出原単位以外の値は自動計算されます。

5 温室効果ガスの排出量と密接な関係を持つ値を複数設定した場合の設定方法

設定方法は、以下に例示する重み付け合算により求める方法等を示してください。

○設定方法の例

A部門では製品の生産台数を、B部門では生産量(t)をそれぞれ原単位の分母とし、それらの重み付け合算により分母を求めます。

A部門：20,000台/100t-CO₂ = 200台/t-CO₂

B部門：5,000t/50t-CO₂ = 100t/t-CO₂

これより、換算値(B部門の生産量1tに相当するA部門の台数)は
=2台/t

この比率を用いて重み付け合算値を次のように設定。

20,000台 + 5,000t × 2台/t = 30,000台

この事例の場合、原単位は次のように計算されます。

150t-CO₂/30,000台 = 0.005t-CO₂/台

【シート5】事業の状況(店舗数又は自動車の台数)

「24時間営業小売業者等」及び「運輸事業者」は、店舗数又は自動車の台数を記入してください。

(6) 計画書の変更

計画書の内容を変更しようとするときは、変更後の計画書を提出してください。

※提出前にチェック表（関係様式）にて、様式、記入漏れ及び記入ミスがないかご確認ください。

- ①提出書類 温室効果ガス排出削減計画書（規則第1号様式）
- ②提出部数 電子ファイル
※電子ファイルでの提出ができない場合は紙媒体で提出してください。（正本1部）
- ③提出期限 速やかに
- ④提出先 計画書の提出先と同じ（p10参照）
- ⑤提出方法 電子メール（エクセルファイル）
※電子メールによる提出ができない場合は、郵送又は持参により提出してください。
- ⑥注意事項
 - ・本文の条例の第1項、第2項を削除し、第3項と記入してください。
 - ・計画書に記載した事項のうち、**変更する事項に下線を引いて記入してください。**
 - ・軽微な変更の場合には、変更後の計画書提出は不要です。
軽微な変更の例)
 - 例1) 目標数値に影響しない〇〇の更新台数の増減
 - 例2) 削減計画期間内での実施スケジュールの変更

(7)実績報告書の提出

※提出前にチェック表(巻末)にて様式、記入漏れ及び記入ミスをご確認ください。

- ①提出書類 温室効果ガス排出削減計画実績報告書(規則第2号様式)
- ②提出部数 電子ファイル
※電子ファイルでの提出ができない場合は紙媒体で提出してください。(正本1部)
- ③提出期限 削減計画期間の各年度の翌年度の7月末日まで
令和6年(2024年)度の実績報告書は、令和7年(2025年)7月末日までに提出します。
- ④提出先 計画書の提出先と同じ
- ⑤提出方法 電子メール(エクセルファイル)
※電子メールによる提出ができない場合は、郵送又は持参により提出してください。
(正本1部)
- ⑥注意事項 温室効果ガス排出削減計画実績報告書(規則第2号様式)を参考に記入してください。別紙については、P42以降の記入例を参考に記入してください。
【シート1-1】、【シート1-2】、【シート2】、【シート3】、【シート4】に記入してください。
- ⑦その他 シート1-1は現行の省エネ法に準じて改訂しています。
※省エネ法では、令和5年4月の改正により、非化石エネルギーを含めて、一定規模以上のエネルギー使用者に報告を求めています。県条例に基づく対象事業者については、令和7年(2025年)度提出の計画書から非化石エネルギーを対象に含めます。

Q&A

Q：対象となる温室効果ガス削減計画書を提出した工場が、削減計画期間の途中で、ラインの縮小により、原油換算エネルギー使用量が1,500KL/年を超えなくなりました。実績報告書はどうするのですか。

A：削減計画期間内の実績は提出していただくこととなります。(条例第13条)
例) 令和4年度に、削減計画期間が令和4～6年度の計画を提出した場合
原油換算エネルギー使用量に関わらず、
令和5年度に、令和4年度実績
令和6年度に、令和5年度実績
令和7年度に、令和6年度実績 を提出していただきます。

(8) 実績報告書の記入例と注意事項

記入例

【別紙】

1 前年度における温室効果ガスの排出の量

	1 基準年度 (計画期間の前年度)	2 前年度	3 目標年度 (計画期間の最終年度)
年度	○年度	○年度	○年度
4 事業活動に伴う温室効果ガス排出量	5, 324 t-CO ₂	シート1【A】 t-CO ₂	5, 350 t-CO ₂
5 補完的手段による削減量	t-CO ₂	シート2【B】 11.36 t-CO ₂	13.36 t-CO ₂
6 温室効果ガス総合排出量	5, 324 t-CO ₂	t-CO ₂	5, 337 t-CO ₂

温室効果ガス排出削減計画書に記入した内容



転記



転記

【別紙】

3 基準年度における温室効果ガスの排出量等

	基準年度 (計画期間の前年度)	目標年度 (計画期間の最終年度)
年度	○年度	○年度
事業活動に伴う温室効果ガス排出量	5, 324 t-CO ₂	5, 350 t-CO ₂
補完的手段による削減量	t-CO ₂	13.36 t-CO ₂
温室効果ガス総合排出量	5, 324 t-CO ₂	5, 337 t-CO ₂

※目標年度の欄には、目標年度における排出量等の見込み量を記入すること。

【別紙】

1 前年度における温室効果ガスの排出の量

基準年度及び前年度における温室効果ガス総合排出量と目標年度に見込まれる温室効果ガス総合排出量の表を作成します。

基準年度と目標年度分は、計画書から転記します。

県HPのエクセルファイルを利用された場合、前年度の値は自動計算されます。

1 基準年度

計画書に記載した、削減目標の基準となる年度です。

2 前年度

実績報告書を提出する年度の前年度です。

3 目標年度

計画書に記載した目標年度です。(削減計画期間の終了年度)

削減計画期間が令和7年(2025年)度から令和9年(2027年)度であれば、目標年度は令和9年(2027年)度です。

4 事業活動に伴う温室効果ガス排出量

前年度における事業活動に伴う温室効果ガス排出量は、次のシートにエネルギー使用量やエネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量を記入することにより算出します。

- ・省エネ法管理指定工場等：【シート1-1 **1**、**2**】
- ・24時間営業小売業者等：【シート1-1 **1**】
- ・運輸事業者：【シート1-2】
- ・温対法報告対象事業者：【シート1-1 **2**】

5 補完的手段による削減量

前年度の温室効果ガス総合排出量を計算する際に、次に示す「補完的手段による削減量」を算定することができます。

- ① 岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例（平成20年岐阜県条例第38号）第10条第1項の規定により二酸化炭素吸収量の認定を受けることができる森林の保全及び整備
- ② 再生可能エネルギーの利用（他に供給したものに限る。）
- ③ グリーン電力の購入
- ④ G-クレジットの購入
- ⑤ 国内クレジットの購入
- ⑥ J-クレジットの購入（J-VER含む）
- ⑦ その他オフセットする量

6 温室効果ガス総合排出量

温室効果ガス総合排出量は、「**4**事業活動に伴う温室効果ガス排出量」から「**5**補完的手段による削減量」を差し引いた数値のことで。

記入例

2-1 温室効果ガスの排出を抑制するために実施した措置（実施すべき措置）

評価結果	C
1	

2

No.	措置項目		措置への対応状況【必須】（ア～ウのいずれかに○）			備考 2
			ア 実施済み	イ 未実施	ウ 非該当	
1	一般管理の実施	推進体制の整備	○		/	(P 4)
2		エネルギーの使用に関するデータ管理		○	/	(P 5)
3		計測及び記録		○	/	(P 6)
4		保守及び点検	○		/	(P 7)
5		燃料の選択		○	/	(P 8)
6	事務所等（工場以外）における設備の管理	空気調和設備、換気設備の管理			○	(P 9)
合計	2		2	3	1	

※措置項目の「実施済の基準」（ガイドブック参照）において同一項目内に1つでも「未実施」の項目がある場合は、「実施済み」や「非該当」の項目があったとしても「イ 未実施」となります。

※一方で、同一項目内に「実施済み」と「非該当」がある場合は、「ア 実施済み」となります。（「岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例に基づく温室効果ガス排出削減計画書等に関するQ&A」参照）

※イに該当する場合は、実施しない理由を別紙理由書（任意様式）又は備考欄に記入してください。

※実施率(%)=(実施した措置)/(共通項目+当該事業者の該当項目)×100
 (実施した措置は2-2、2-3に記載した項目数を含む)

記入例

2-2 温室効果ガスの排出を抑制するために実施した措置（計画的に取り組むべき対策）

計画的に取り組むべき対策（2つまで）	機械室、電気室等の換気用動力をセンサーによる風量制御に変更することを検討する

2-3 温室効果ガスの排出を抑制するために実施した措置（事業者独自の取り組み）

事業者独自の取り組み（2つまで）	ぎふエコアクションへの取り組み

【別紙】

2-1 温室効果ガスの排出を抑制するために実施した措置（実施すべき措置）

計画策定事業者は、岐阜県温室効果ガス排出削減計画等評価制度ガイドブックを参考に、事業活動の特性に応じて、措置の実施等を検討し、その結果を記入してください。

なお、報告年度までにすでに実施している措置についても、「実施済」の項目としてください。（2-2、2-3も同様）

1 評価結果

評価結果は、措置への対応状況に応じて自動で入力されます。

2 措置への対応状況、備考、合計

① 各項目の措置への対応状況

報告年度にすでに実施している場合は「ア 実施済」、まだ実施していない場合は「イ 未実施」、該当する設備がないなどの場合は「ウ 該当なし」に○を記入してください。

なお、「イ 未実施」の項目については、未実施の理由を別紙理由書（任意様式）又は備考欄に記入してください。

※表末の[設備の導入状況]については、計画書に導入予定があると記入した場合のみ、同様の項目をプルダウンで選択し、ア、イ、ウのいずれかに○を記入してください。なお、「ア 実施済」となった場合は、次年度以降も同様に「ア 実施済」に○を記入してください。

2-2 温室効果ガスの排出を抑制するために実施した措置（計画的に取り組むべき対策）

岐阜県事業活動環境配慮指針で定める「計画的に取り組むべき対策」の項目のうち、実施した項目について記入してください。（2項目まで）

2-3 温室効果ガスの排出を抑制するために実施した措置（事業者独自の取り組み）

2-1、2-2以外で実施した項目がある場合は記入してください。（2項目まで）

例：ぎふエコアクションへの取り組み

敷地内の緑地化の推進

京都メカニズムを活用したクレジットの購入

民間団体と連携した、地球温暖化対策の普及啓発活動

保全している森林での環境教育

S B Tの認証取得

地域と連携した温暖化防止活動

従業員への家庭エコ診断の受診促進、再エネ電気の活用促進

記入例

3 目標の進捗状況

1 設定した目標	基準年度 (計画期間の前年度)	前年度	目標年度 (計画期間の最終年度)
	○年度	○年度	○年度
温室効果ガス総合排出量	4,000 t-CO ₂	3,960 t-CO ₂	3,880 t-CO ₂
2 温室効果ガス総合排出量削減率		1.0% 評価結果 B	4.0%
温室効果ガス総合排出原単位	t-CO ₂ / (単位)	t-CO ₂ / (単位)	t-CO ₂ / (単位)
温室効果ガス総合排出原単位削減率		1.0% 評価結果 B	4.0%

温室効果ガス排出削減計画書に記入した内容

【別紙】



3 基準年度における温室効果ガスの排出量等

	基準年度 (計画期間の前年度)	目標年度 (計画期間の最終年度)
年度	○年度	○年度
事業活動に伴う温室効果ガス排出量	4,100 t-CO ₂	t-CO ₂
補完的手段による削減量	100 t-CO ₂	t-CO ₂
温室効果ガス総合排出量	4,000 t-CO ₂	3,880 t-CO ₂

※目標年度の欄には、目標年度における排出量等の見込み量を記入すること。

4 達成すべき目標

目標① 【必須】 ①温室効果ガス総合排出量の削減率	4.0%
目標② 【必須】 ②温室効果ガス総合排出原単位の削減率	4.0%

.....

記入例

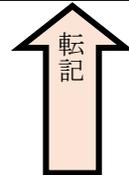
3 目標の進捗状況

1 設定した目標	基準年度 (計画期間の前年度)	前年度	目標年度 (計画期間の最終年度)
	○年度	○年度	○年度
温室効果ガス総合排出量	4,000 t-CO ₂	3,960 t-CO ₂	3,880 t-CO ₂
温室効果ガス総合排出量削減率		1.0% 評価結果B	4.0%
温室効果ガス総合排出原単位	0.400 t-CO ₂ / (単位)	0.396 t-CO ₂ / (単位)	0.380 t-CO ₂ / (単位)
2 温室効果ガス総合排出原単位削減率		1.0% 評価結果B	4.0%

温室効果ガス排出削減計画書に記入した内容

【シート4】

目標②温室効果ガス総合排出原単位の算出根拠



温室効果ガスの排出量と密接な関係を持つ値	トイレットペーパーの生産数量	
	基準年度 (計画期間の前年度)	目標年度 (計画期間の最終年度)
年 度	○年度	○年度
密接な関係を持つ値 (単位)	3,000万 (単位) ロール	3,300万 (単位) ロール
事業活動に伴う温室効果ガス排出原単位	0.410 t-CO ₂ /ロール	□□□ t-CO ₂ /ロール
温室効果ガス総合排出原単位	0.400 t-CO ₂ /ロール	0.380 t-CO ₂ /ロール
温室効果ガスの排出量と密接な関係を持つ値を複数設定した場合の設定方法		

【別紙】4 達成すべき目標

目標① 【必須】	
①温室効果ガス総合排出量の削減率	4 %
目標② 【必須】	
②温室効果ガス総合排出原単位の削減率	4 %

.....

【別紙】

3 目標の進捗状況

計画策定事業者は、設定した削減目標について、その進捗状況の表を作成します。
基準年度と目標年度分は、計画書から転記します。
県HPのエクセルファイルを利用された場合、前年度の値は自動計算されます。
評価結果は、削減率に応じて自動で入力されます。

1 設定した目標

計画では、「温室効果ガス総合排出量」、「温室効果ガス総合排出原単位」の両方の目標を設定していますので、計画で設定した目標を両方とも記入してください。

2 温室効果ガス総合排出量削減率及び温室効果ガス総合排出原単位削減率

削減率は、次により計算し、記入してください。

前年度欄 「削減率」 = $(A - C) \div A \times 100$ (%)

目標年度欄 「削減率」 = $(A - B) \div A \times 100$ (%)

A : 基準年度の温室効果ガス総合排出量 (又は温室効果ガス総合排出原単位)

B : 目標年度の温室効果ガス総合排出量 (又は温室効果ガス総合排出原単位)

C : 前年度の温室効果ガス総合排出量 (又は温室効果ガス総合排出原単位)

記入例

4 エネルギー使用の状況

年度	基準年度 (計画期間の前年度)			前年度 ¹			目標年度 (計画期間の最終年度)			
	○年度			○年度			○年度			
事業活動に伴うエネルギー使用量 (原油換算値) 【必須】	118,138 GJ			117,100 GJ			113,412 GJ			
再生可能エネルギーの使用量	燃料・熱									
	買電									
	自家発電									
再生可能エネルギー以外の非化石燃料の使用量	燃料・熱									
	買電	-	0	千kWh	-	0	千kWh	太陽光	1,000	千kWh
	自家発電	-	0	千kWh	-	-	千kWh	-	0	千kWh
水素エネルギーの使用量	0			0			0			

温室効果ガス排出削減計画書に記入した内容

年度	基準年度 (計画期間の前年度)			目標年度 (計画期間の最終年度)		
	○年度			○年度		
事業活動に伴うエネルギー使用量 (原油換算値) 【必須】	118,138 GJ			113,412 GJ		
再生可能エネルギーの使用量	燃料・熱					
	買電			太陽光	1,000	
	自家発電					
再生可能エネルギー以外の非化石燃料の使用量	燃料・熱					
	買電		千kWh			千kWh
	自家発電		千kWh			千kWh
水素エネルギーの使用量	0			0		

【別紙】

4 エネルギー使用の状況

計画策定事業者は、設定したエネルギーの削減目標について、その進捗状況の表を作成します。

基準年度と目標年度分は、計画書から転記します。

県HPのエクセルファイルを利用された場合、前年度の値のうち、事業活動に伴うエネルギー使用量及び非化石燃料の使用量は自動計算されます。

¹前年度

再生可能エネルギーの使用量がある場合は、項目ごとに記載してください。

再生可能エネルギー以外の非化石燃料の使用量がある場合は、項目ごとに記載してください。水素エネルギーを利用している場合は、「水素エネルギーの使用量」を記載し、使用量の単位は事業者において設定した単位を記入してください。

記入例

5 先進的対策の実施

*SBT*認証取得

【別紙】

5 先進的対策の実施

計画策定事業者は、計画した先進的対策のうち、実施したものについて記入してください。

計画に記入していない対策であっても、先進的対策に該当するものについては、合わせて記入してください。

4 評価

提出された計画書及び実績報告書の内容については、「温室効果ガス排出削減計画書、変更後の温室効果ガス排出削減計画書及び温室効果ガス排出削減計画実績報告書に係る評価基準」に基づき、その内容を評価します。

5 公表

提出された計画書及び実績報告書の内容については、条例第15条第1項に基づき、その概要等を公表します。

(1) 計画書及び実績報告書の概要

提出された計画書及び実績報告書の提出件数及び排出量等を公表します。

なお、「事業活動に伴う温室効果ガスの排出を抑制するために実施する（した）措置（事業者独自の取組み）」、「5 先進的対策の実施」については、事業者名を非公表とした上で、事例を抜粋して公開することとしております。

(2) 評価

計画書及び実績報告書については、「4 評価」における評価結果のうち、評価項目のいずれかが、A評価の事業者を優良な事業者として公表することとしております。

6 提出先及び問合せ先一覧

○計画書及び実績報告書の提出先

ア 省エネ法管理指定工場等

対象となった事業所の所在地を所管する岐阜地域環境室（岐阜市内の場合は、岐阜市環境部脱炭素社会推進課）又は県事務所環境課

イ 24時間営業小売業者等

- ・主たる事務所が県内にある場合

主たる事務所の所在地を所管する岐阜地域環境室（岐阜市内の場合は、岐阜市環境部脱炭素社会推進課）又は県事務所環境課

- ・県内店舗を統括する事務所が県内にある場合

県内店舗を統括する事務所の所在地を所管する岐阜地域環境室（岐阜市内の場合は、岐阜市環境部脱炭素社会推進課）又は県事務所環境課

- ・主たる事務所及び県内店舗を統括する事務所とも県内にない場合

省エネ・再エネ社会推進課

ウ 運輸事業者

イに同じ

エ 温対法報告対象事業者

アに同じ

オ 上記以外の事業者

イに同じ

提出先・問合せ先	電話番号及び e-mail	市町村名
岐阜市環境部 ゼロカーボンシティ推進課	058-214-2149 tanso-ero@city.gifu.gifu.jp	岐阜市
県環境エネルギー生活部 岐阜地域環境室	058-272-1920 c11267@pref.gifu.lg.jp	羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町
西濃県事務所環境課	0584-73-1111（内線 222, 223） c20502@pref.gifu.lg.jp	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町
揖斐県事務所環境課	0585-23-1111（内線 211, 212） c20503@pref.gifu.lg.jp	揖斐川町、大野町、池田町
可茂県事務所環境課	0574-25-3111（内線 216, 217） c20504@pref.gifu.lg.jp	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
中濃県事務所環境課	0575-33-4011（内線 214, 215） c20505@pref.gifu.lg.jp	関市、美濃市、郡上市
東濃県事務所環境課	0572-23-1111（内線 216, 217） c20507@pref.gifu.lg.jp	多治見市、瑞浪市、土岐市
恵那県事務所環境課	0573-26-1111（内線 216, 217） c20508@pref.gifu.lg.jp	中津川市、恵那市
飛騨県事務所環境課	0577-33-1111（内線 224, 225） c20509@pref.gifu.lg.jp	高山市、飛騨市、下呂市、白川村
県環境エネルギー生活部 省エネ・再エネ社会推進課	058-272-1111（内線 2944） c11268@pref.gifu.lg.jp	